

建設業における「振動工具取扱い作業従事者教育」の 開催について

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内)	静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内)
三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内)	島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)
沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内)	袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)
富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内)	浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)
清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内)	天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

振動障害の労災認定者数は、全産業中建設業が約6割を占めています。

振動障害は、個人の生活に苦痛をもたらすだけでなく、企業が労災認定された場合、メリット制による労災保険料負担の増加と併せ、完治が遅いことから来るメリット回復時間の長期化により、企業負担の増大が懸念されます。

当支部では、こうしたことから作業員に対する日頃の作業管理と健康管理の重要性を考え、平成21年7月10日付で改正された、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針」に基づく「振動工具取扱い作業従事者教育」を開催いたします。

なお、この教育は特別教育に準ずる教育として位置付けされています。

《改正のポイント》

- 1.国際基準等との調和を図った。
- 2.振動値に応じて振動工具の使用時間を管理する。
- 3.振動ばく露限界時間等についての教育実施
- 4.振動工具管理責任者の選任及び振動工具の点検・整備の励行

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、別途発行の、「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部ホームページをご覧ください。 <http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

2. 講習会費(消費税込み)

受講料 6,200円 テキスト代 1,230円 合計 7,430円

3. 講習の科目及び時間

科 目	範 囲	時 間
振動工具に関する知識	・ 振動工具の種類及び構造 ・ 振動工具の選定方法 ・ 振動工具の改善	1.0 時間
振動障害及びその予防に関する知識	・ 振動障害の原因及び症状 ・ 振動障害の予防措置 (※日振動ばく露量 A(8)等に基づく振動障害予防対策を含む)	2.5 時間
関係法令等	・ 労働安全衛生法 ・ 労働安全衛生法施工令等中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5 時間
※ 演 習	・ 演習(振動ばく露時間、日振動ばく露量 A(8))の算出	0.5 時間
合 計 ※休憩時間を除く		4.5 時間

※太字箇所が今回の改正で追加された内容です。

振動工具別の日振動ばく露量の計算方法の演習 30 分が新たに追加されています。

4. 受講対象者

- (1) 振動工具を取り扱う作業に従事する方

5. 受講申込手続

- (1) 別添受講申込書及び受講票に必要事項を記入、捺印のうえ、開催日の 10 日前までに、建災防支部又は各分会に講習会費を添えて申し込んで下さい。
- (2) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第送付します。
- (3) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (4) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の 7 日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (5) 講習会費を直接振り込まれる場合は、

中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

※名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

6. 修了証の発行

- (1) 科目修了者には修了証を交付します。
- (2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。
- (3) 修了証は、講習修了後に交付します。

7. その他

- (1) 遅刻は認められませんので、余裕をみてお出かけください。
- (2) 当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (3) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (4) 車での来場は、会場によって対応が異なります。
※無料の駐車場設備が無い場合、各自の負担で近隣の駐車場をご利用ください。
- (5) 講義中の携帯の使用は認められませんので、仕事の段取り等を済ませて参加してください。
- (6) 申込書に記入いただいた個人情報、本講習会以外で使用されることはありません。

※【建設業で使用される振動工具の例】

削岩機	チップングハンマー	リベッタイングハンマー
コーキングハンマー	ハンドハンマー	ベビーハンマー
コンクリートブレーカー	スケーリングハンマー	サンドハンマー
ピックハンマー	多針タガネ	オートケレン
エンジンカッター	スイング研削盤携帯用皮はぎ機	電動ハンマー
コンクリートバイブレーター	サンダー	バイブレーションドリル
インパクトレンチ	バイブレーションシヤー	ジグソー
プッシュクリーナー	携帯用タイタンバー	携帯用研削盤